

税制改正内容が訂正されました

以下の下線を付した部分のとおり、税制改正の内容が訂正されましたので、お知らせいたします。(平成25年5月30日、財務省発表)

(本冊子44ページの表)

■バリアフリー改修工事の場合

	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
訂正前	平成25年1月 ～ 平成26年3月	<u>150万円</u>	10%	<u>15万円</u>

	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
訂正後	平成25年1月 ～ 平成26年3月	<u>200万円</u>	10%	<u>20万円</u>

詳しくは、財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/>) の『「所得税法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第5号)の一部改正規定の内容について』をご参照ください。